

緊急事態宣言に伴う 就学前教育保育施設の対応について

1【登園の自粛】

○感染拡大防止の観点から、登園の自粛を要請いたします。保護者の皆様においては、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いします。この場合、保育料等の減免措置等の対象といたします。

2【健康管理等の徹底】

○検温シートの記入、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願いします。

○園児については、発熱があった場合、解熱後24時間は自宅で様子を見てください。なお、発熱の有無にかかわらず、体調不良の場合、及び保健所や医療機関よりPCR検査の必要があると判断された場合は、登園を行わないでください。

○同居家族に体調不良の方がいた場合、可能な限り、登園をお控え下さい。

○同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR検査対象者がいる場合、結果が出るまでは可能な限り登園を控えていただき、体調管理をしてください。

○家族に感染者が発生した、または、PCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。

3【外出の自粛】

○別添の県対処方針のとおり、健康維持や生活に必要なものを除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。

○県外への往来については、【第53報】のとおり、健康観察及び帰沖後2週間の登園自粛を可能な限りお願いいたします。なお、この場合、保育料等は減免措置対象といたします。

4【園行事について】

○人を園に集める行事及び園児のみを対象とした行事（避難訓練等、園児の健康や安全に関するものは除く。）についても、原則「延期」となっておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。